

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(8年度)
様式

作成日 2026/10/22
最終更新日 2026/10/22

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日	更新あり	令和8年10月22日
国立大学法人名		国立大学法人宮崎大学
法人の長の氏名		鮫島 浩
問い合わせ先	更新あり	企画総務部企画評価課(TEL:0985-58-7967 Email:hyouka@miyazaki-u.ac.jp)
URL		http://www.miyazaki-u.ac.jp/

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認	更新あり	令和8年度第3回国立大学法人宮崎大学経営協議会において、本学の適合状況及び報告書について審議を行い、全原則が実施されていることを確認した。また経営協議会構成員から特段の修正意見はなかった。
監事による確認	更新あり	<p>令和7年8月から10月にかけて複数回にわたり監事へ適合状況を説明した。そのうえで学長から監事へ確認依頼を行い、令和8年10月2日付けで以下のとおりご意見をいただいた。</p> <p>【監事からの意見】</p> <p>国立大学法人宮崎大学における「国立大学法人ガバナンス・コード」の適合状況について、事務局からの「宮崎大学適合状況確認表」の説明を踏まえ、所管部等への質問や意見交換を行うとともに、公開資料等の閲覧のほか、年間を通しての監査業務を通して、各原則への適合状況の検証を行った結果、当法人はすべてにおいて適合していることを確認した。</p> <p>今後とも、ガバナンス・コードへの形式的な適合のみに留まらず、各原則の趣旨を踏まえて、最大の関係者である学生はもとより、多様なステークホルダーの理解と信頼が得られるよう、社会の変化や本学の特性を踏まえながら、継続的な改善と透明性の確保に努めていただきたい。</p> <p>特に、基本原則1について、「宮崎大学適合状況確認表」での検証は、令和3年度中に策定した「第4期中期目標・中期計画」の内容・取組を中心に行われているが、既にこの目標・計画の期間は、その半分を経過し、近年の人件費や物件費の高騰など当初の想定以上に本学の経営を取り巻く状況が大きく変化しているので、常に点検し、また、常に不断の見直しを行うよう要請する。</p> <p>【意見への対応状況】</p> <p>ご意見を踏まえ、今後も各原則の趣旨や社会の変化、本学の特性を十分に考慮しながら、実質的な対応と継続的な改善の実施並びに透明性の確保に努めていくこととする。</p> <p>特に、人件費や物件費の変動など本学の経営を取り巻く急速な環境変化や、それに伴う次期「第5期中期目標・中期計画」にかかる運営費交付金の在り方にも注視し、人的・物的資源の戦略的な配分や中期的な財務計画について不断の見直しを行っていく。</p>
その他の方法による確認		なし

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】

- ☒ 当法人は、運営方針会議を設置していない法人であり、
原則２－２－１～原則２－２－３（運営方針会議に関する原則）は適用されず、当該原則に関連する記載を要しない法人である。
- ☐ 当法人は、運営方針会議を設置する法人であり、全ての原則の対象となる法人である。

記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況		本学は、各原則をすべて実施しています。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等		

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則 1－1 ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋	更新あり	<p>本学では、活動の道標となる中期的なビジョンとして、「宮崎大学未来Vision for 2040」を策定している。本ビジョンは、本学の目的・使命に基づきこれまで本学が積み上げてきた実績や成果、教職員や多くのステークホルダーの声も踏まえ、これから本学が進むべき方向を示すものである。令和 5 年10月には、社会における本学の立ち位置をより明確にするため、また、時勢に対応したバージョンアップ及び本学関係者・地域への更なる浸透を目指し、宮崎大学未来 Vision 改訂プロジェクトを立ち上げた。プロジェクトでは、ステークホルダー（学内（教職員・学生）、学外（自治体・団体・企業、高校、高校生））の意見や近年の高等教育を取り巻く状況、執行部・各学部等との意見交換を踏まえ、2040年の本学のあるべき姿について検討を行った。令和 7 年 3 月には、改訂版ビジョン「未来を創る 世界を照らす 宮崎大学 ～さあ、型破りな挑戦の舞台へ～」を公表するとともに、ビジョン実現に向けた4つの基本方針と方針に基づいた16の戦略を策定した。本基本方針と戦略に基づき、本学における学術研究の推進、教育改革の深化、地域連携の強化など多岐にわたる施策を実行に移し、地域社会とともに未来を創造する大学としての歩みを加速させている。</p> <p>また、第 4 期中期目標期間（令和 4 年度～令和 9 年度）に取り組むべき目標や具体的な戦略的事業及び取組み内容等として第 4 期中期目標・中期計画を掲げている。</p> <p>宮崎大学未来Vision for 2040 及び第 4 期中期目標・中期計画については、以下のウェブサイトにて公表している。</p> <p>○宮崎大学未来Vision for 2040 <https://www.miyazaki-u.ac.jp/guide/futurevision/index.html></p> <p>○第 4 期中期目標・中期計画 <https://www.miyazaki-u.ac.jp/evaluation/gakugai/new/tyuuki.html></p>
補充原則 1－2 ④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等	更新あり	<p>本学の目標である中期目標を達成するため、戦略として中期計画を策定し、その具体的な年度毎の計画を年度計画として定め、毎年度着実に実行している。第 4 期中期目標・中期計画期間においては、「国立大学法人宮崎大学質保証規程」に基づいた「国立大学法人宮崎大学自己点検・評価実施細則」及び全学質保証委員会にて策定した「第 4 期中期目標・中期計画期間における組織評価の基本方針」に沿って、年に 2 回(12月、年度末)、法人評価の自己点検・評価を実施することとし、その進捗状況等は、事業年度終了後に自己点検・評価書として取りまとめることとしている。また、その自己点検・評価を踏まえて改善が必要な事項は、その改善等に取り組むとともに、進捗状況を取りまとめている。さらに、大学機関別認証評価、専門職大学院認証評価の外部評価等を活用した自己点検も実施し、その結果を参考に改善策へ反映している。</p> <p>取りまとめた報告書等については、以下のウェブサイトにて公表している。</p> <p>○本学の大学評価について <https://www.miyazaki-u.ac.jp/evaluation/gakugai/new/daigakuhyouka.html></p> <p>○業務実績報告書 <https://www.miyazaki-u.ac.jp/evaluation/gakugai/new/houjin.html></p> <p>○自己点検・評価書 <https://www.miyazaki-u.ac.jp/evaluation/gakugai/new/jikotenken.html></p> <p>○大学機関別認証評価・専門職大学院認証評価 <https://www.miyazaki-u.ac.jp/evaluation/gakugai/new/ninsyou.html></p> <p>○外部評価報告書 <https://www.miyazaki-u.ac.jp/evaluation/gakugai/new/gaibu.html></p> <p>○自己点検・評価等において改善が必要な事項についての改善計画等の進捗状況一覧 <https://www.miyazaki-u.ac.jp/evaluation/gakugai/new/data/daigakuhyouka/shinchoku2026.pdf></p>

<p>補充原則 1 – 3 ⑥（１） 経営及び教学運営双方に係 る各組織等の権限と責任の 体制</p>		<p>本学では、経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制について、以下のとおり定めている。</p> <p>各組織について、本学の重要事項について決定する役員会、経営に関する重要事項を審議する機関として経営協議会、教学に関する重要事項を審議する機関として教育研究評議会を置き、それぞれの議決事項、審議事項を各規程に定め、その権限と責任の体制を規定している。</p> <p>学長について、国立大学法人宮崎大学基本規則第19条第 1 項において、「本学の校務をつかさどり所属職員を統督するとともに、本法人を代表し、その業務を総理する。」と定めている。</p> <p>理事について、国立大学法人宮崎大学基本規則第19条第 2 項において、「理事は、学長の定めるところにより、学長を補佐して本法人の業務を掌理する。」と定めており、常勤理事として研究・企画担当理事、教育・学生担当理事、病院担当理事、総務担当理事、人事・基金・SDGs担当理事、国際担当理事を、非常勤理事として法務担当理事を配置し、「国立大学法人宮崎大学理事に関する規程」において各理事の職務を規定している。</p> <p>副学長について、国立大学法人宮崎大学基本規則第26条第2項において、「副学長は、学長の定めるところにより、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。」と定めており、研究・企画担当、教育・学生担当、人事・SDGs担当、国際連携担当、目標・評価担当、入試担当、教養教育・教学マネジメント担当、産学・地域連携・特命事項担当を配置し、「宮崎大学副学長に関する規程」において各副学長の職務を規定している。</p> <p>それぞれの規程は以下のウェブサイトにて公表している。</p> <p>○国立大学法人宮崎大学基本規則 < https://www.miyazaki-u.ac.jp/administration/public/kitei/kiteisyuu/reiki_honbun/u438RG000000001.html ></p> <p>○国立大学法人宮崎大学役員会規程 < https://www.miyazaki-u.ac.jp/administration/public/kitei/kiteisyuu/reiki_honbun/u438RG000000003.html ></p> <p>○国立大学法人宮崎大学経営協議会規程 < https://www.miyazaki-u.ac.jp/administration/public/kitei/kiteisyuu/reiki_honbun/u438RG000000004.html ></p> <p>○国立大学法人宮崎大学教育研究評議会規程 < https://www.miyazaki-u.ac.jp/administration/public/kitei/kiteisyuu/reiki_honbun/u438RG000000005.html ></p> <p>○国立大学法人宮崎大学理事に関する規程 < https://www.miyazaki-u.ac.jp/administration/public/kitei/kiteisyuu/reiki_honbun/u438RG000000008.html ></p> <p>○宮崎大学副学長に関する規程 < https://www.miyazaki-u.ac.jp/administration/public/kitei/kiteisyuu/reiki_honbun/u438RG000000013.html ></p>
---	--	---

補充原則１－３⑥（２） 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針	更新あり	<p>本学では、その理念・目的の実現、組織の活性化、教育研究の一層の向上を目指し教職員等に係る人事方針である「国立大学法人宮崎大学の人事基本方針」を、令和３年９月に策定し、以下のウェブサイトにて公表している。この人事基本方針は、基本目標、人材確保及び採用方針、人事評価、人材育成の各方針を立て、ダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針を定めており、本方針に基づき法人経営に必要な幅広い人材の確保を進めている。また、「国立大学法人宮崎大学の人事基本方針」を踏まえ、教員採用時における年代構成への配慮や学長管理定員の運用、教養教育への対応や財源等についての全学的な観点を示した「宮崎大学教員人事方針」を策定するとともに、「中長期的に目指すべき教員の年代構成・女性教員比率・職位比率について」を定めているほか、ジェンダーバランスの適正化を推進し、性別を問わず活躍できる環境の整備を行うための行動計画として、「女性活躍推進法に基づく行動計画」を策定している。これらは学内で共有するとともに、以下のウェブサイトにて公表している。</p> <p>○国立大学法人宮崎大学の人事基本方針 <https://www.miyazaki-u.ac.jp/guide/jinjihoushin.pdf></p> <p>○宮崎大学教員人事方針 <https://www.miyazaki-u.ac.jp/guide/20231004_kyouikujinji.pdf></p> <p>○中長期的に目指すべき教員の年代構成・女性教員比率・職位比率について <https://www.miyazaki-u.ac.jp/guide/20261006_nendaikousei.pdf></p> <p>○女性活躍推進法に基づく行動計画 <https://www.miyazaki-u.ac.jp/guide/koudoukeikaku.pdf></p>
補充原則１－３⑥（３） 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画	更新あり	<p>本学では自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画について、第4期中期目標・中期計画（中期計画Ⅵ）に予算、収支計画及び資金計画として策定し、公表している。</p> <p>また、インフラの戦略的な維持管理等を推進するため、40年間（2057年まで）の中長期的な施設整備に係る計画として「宮崎大学インフラ長寿命化計画」を策定している。インフラの維持管理等に係るトータルコストの縮減を図り、必要な予算の確保を進めていくため、中長期的な将来の見通しを把握し、これをひとつの目安として戦略を立案し、必要な取組みを進めており、以下のウェブサイトにて公表している。</p> <p>○第4期中期目標・中期計画（中期計画Ⅵ） <https://www.miyazaki-u.ac.jp/evaluation/gakugai/new/deta/2024secondlist2.pdf></p> <p>○インフラ長寿命化計画 <https://www.miyazaki-u.ac.jp/guide/20260609_02infra_plan.pdf></p>
補充原則１－３⑥（４）及び補充原則４－１③ 教育研究の費用及び成果等（法人の活動状況や資金の使用状況等）	更新あり	<p>宮崎大学の一会計年度における活動状況や資金の使用状況については、財務諸表、財務諸表附属明細書、決算報告書、事業報告書、統合報告書等に記載しており、学部・研究科ごとの費用・収益額の決算情報は附属明細書に、学部・研究科ごとの主な教育研究等の成果・実績等は事業報告書に、それぞれ記載している。</p> <p>特にステークホルダーに向けては、統合報告書に、教育、研究、医療、国際貢献、社会との連携や社会貢献に関する取組みや教育研究等の指標に基づく成果を盛り込み、トピックスや財務状況推移、未来ビジョン、教育研究等の成果・実績や、コストを含めた学内の活動の可視化を進めている。</p> <p>○財務諸表・事業報告書、統合報告書 <https://www.miyazaki-u.ac.jp/administration/public/legal/finance/reporting.html></p>

<p>補充原則 1－4 ②</p> <p>法人経営を担いうる人材を計画的に育成するための方針</p>	<p>更新あり</p>	<p>本学では、経営を担う人材の育成・確保の方針について定めた「国立大学法人宮崎大学における経営人材の育成方針」を令和３年９月に策定し、以下のウェブサイトにて公表している。その中で、当該方針の目的、人材育成及び人材確保の方針を明確にし、次代の経営人材育成を念頭に置いた法人経営を進めている。当該方針についてはその実施状況を随時確認し、フォローアップしている。</p> <p>また現在は、学長の強いリーダーシップの下、副学長、学部長、学長特別補佐などの経験者を理事に、副学部長経験者を副学長に登用するなど、計画的に法人経営を担う人材の登用を行っている。また、法人経営を担いうる人材の計画的な育成に関して中期計画などで明示し、以下のような取組みを行うことで次代の経営人材を計画的に育成している。</p> <ul style="list-style-type: none">・外部機関が行う法人経営研修等への若手教員の派遣・地方自治体等との人事交流による、若手職員の派遣・学外者を採用していた部長ポストへの学内適任者の登用・女性教員の役員等管理的立場への積極的な登用・事務系女性職員の管理職への積極的な登用・理事及び法人運営を担う教職員のマネジメント力を育成する研修の実施 <p>○国立大学法人宮崎大学における経営人材の育成方針 <https://www.miyazaki-u.ac.jp/guide/ikuseihoushin.pdf></p> <p>○第４期中期目標・中期計画 <https://www.miyazaki-u.ac.jp/evaluation/gakugai/new/deta/2024secondlist2.pdf></p> <p>○役職員一覧 <https://www.miyazaki-u.ac.jp/administration/yakuinshoukai_20260801.pdf></p> <p>○国立大学法人宮崎大学役員略歴 <https://www.miyazaki-u.ac.jp/administration/public/legal/soshiki-gyomu/></p>
<p>原則 2－1－3</p> <p>理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等</p>	<p>更新あり</p>	<p>学長は、本学のビジョンを実現するため、理事や副学長等を学内外の様々な経験等に基づき、適材適所の人材を学長が選任し、学長を補佐しその業務執行をサポートする体制を構築している。</p> <p>また、外部機関が行う法人経営研修等への若手教員の派遣、女性教員の役員等管理的立場への登用や地方自治体等との人事交流による若手職員の派遣等を通じて、長期的な視点に立った経営人材の育成を行っている。</p> <p>理事や副学長等の責任・権限等については、「国立大学法人宮崎大学理事に関する規程」、「宮崎大学副学長に関する規程」により明示しており、それぞれの規程について、以下のウェブサイトにて公表している。</p> <p>○役職員一覧 <https://www.miyazaki-u.ac.jp/administration/yakuinshoukai_20260801.pdf></p> <p>○国立大学法人宮崎大学役員略歴 <https://www.miyazaki-u.ac.jp/administration/public/legal/soshiki-gyomu/></p> <p>○国立大学法人宮崎大学理事に関する規程 <https://www.miyazaki-u.ac.jp/administration/public/kitei/kiteisyuu/reiki_honbun/u438RG000000008.html></p> <p>○宮崎大学副学長に関する規程 <https://www.miyazaki-u.ac.jp/administration/public/kitei/kiteisyuu/reiki_honbun/u438RG000000013.html></p>

補充原則 2－2－1 ① 【運営方針会議を設置する法人のみ該当】 運営方針委員の選任等にあたっての考え方や選任理由		—
原則 2－3－1 役員会の議事録		<p>「国立大学法人宮崎大学役員会規程」第 2 条において、学長は、次に掲げる事項について決定をしようとするときは、役員会の議を経なければならないとしている。</p> <p>（１）中期目標についての意見（本法人が国立大学法人法（以下「法人法」という。）第30条第 3 項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見をいう。）に関する事項</p> <p>（２）法人法により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項</p> <p>（３）予算の作成及び執行並びに決算に関する事項</p> <p>（４）大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項</p> <p>（５）内部統制に関する事項</p> <p>（６）その他役員会が定める重要事項</p> <p>また、それぞれの具体的な議決事項について役員会では「役員会に附議する重要事項」を定め、国立大学法人法で定める事項、役員会が定める重要事項について審議を行い、学長の意思決定を支え、法人の適正な経営を行っている。役員会は、月 1 回程度開催するとともに、必要に応じて臨時開催することにより、意思決定が適時かつ迅速に行われるようにしている。また、役員会議事要旨は、以下のウェブサイトにて公表している。</p> <p>○国立大学法人宮崎大学役員会規程 <https://www.miyazaki-u.ac.jp/administration/public/kitei/kiteisyuu/reiki_honbun/u438RG000000003.html></p> <p>○役員会議事要旨 <https://www.miyazaki-u.ac.jp/administration/public/legal/minutes/board.html></p>

<p>原則 2 - 4 - 2</p> <p>外部の経験を有する人材を求める観点及び登用の状況</p>	<p>更新あり</p>	<p>本学のビジョンを実現するため、多様な分野における人材の経験と知見を大学経営に活用する観点から、「国立大学法人宮崎大学の人事基本方針」にダイバーシティを推進することを定めている。令和 5 年 7 月に、研究・企画担当理事（副学長）の所掌範囲に「D E & I 推進」※を加えるとともに、全学のダイバーシティを強力に推進する実施組織として、清花アテナ男女共同参画推進室を清花アテナ D E I 推進室へ名称変更し、ダイバーシティの推進体制を構築している。令和 7 年11月には、DEIに関する本学方針の明確化と学内推進体制の構築を目的に、「宮崎大学DEI推進宣言」を発出した。また、「国立大学法人宮崎大学における経営人材の育成方針」に外部人材等の積極的な登用について定めており、経営層の厚みを確保している。具体的には以下のような取組みを行っている。</p> <ul style="list-style-type: none">・女性教員の役員等管理的立場への積極的な登用・事務系女性職員の管理職への積極的な登用・若手教員、女性教員、外国人研究者の採用によるダイバーシティの確保・民間経験者など、多様な経験を有する実務家教員の採用・産業界や地域との窓口となる学内共同教育研究施設等に、企業、地方自治体等経験者を採用 <p>このように、性別や国際性の観点でのダイバーシティの確保や外部から多様な人材を確保するとともに、執行部に対しても積極的に意見や助言等をいただき、法人経営に活かしている。</p> <p>なお、学外理事の登用については以下のウェブサイトにて公表している。</p> <p>○国立大学法人宮崎大学役員略歴 < https://www.miyazaki-u.ac.jp/administration/public/legal/soshiki-gyomu/ ></p> <p>○国立大学法人宮崎大学の人事基本方針 < https://www.miyazaki-u.ac.jp/guide/jinjihoushin.pdf ></p> <p>○国立大学法人宮崎大学における経営人材の育成方針 < https://www.miyazaki-u.ac.jp/guide/ikuseihoushin.pdf ></p> <p>○女性の活躍に関する情報公表 < https://www.miyazaki-u.ac.jp/guide/initiatives/katsuyaku.html ></p> <p>※DE&I：Diversity Equity & Inclusionの略。多様性を尊重し、個々の状況に合わせて公平な環境を整え、誰もが活躍できるよう支援する取組。</p>
<p>補充原則 3 - 1 - 1 ①</p> <p>経営協議会の外部委員に係る選考方針及び外部委員が役割を果たすための運営方法の工夫</p>		<p>本学の経営協議会における学外委員の選考は、産業界・教育界・医療関係など幅広い分野において、大学に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから、教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命することとなっている。令和 3 年度に「国立大学法人宮崎大学経営協議会の学外委員の選考方針」を策定し、学長の法人経営をサポートするためにふさわしい方に就任いただいている。なお、学外委員の選考方針については以下のウェブサイトにて公表している。</p> <p>運営方法の工夫として、十分な討議時間を確保できるように、学外委員には配付資料の事前送付を行い、予め会議当日での意見をいただけるよう依頼し、効率的かつ有意義な会議運営を行っている。また、自由討議の時間を設け、学外委員それぞれの見地から、大学に対して様々なご意見をいただくこととしている。経営協議会の議事要旨については、以下のウェブサイトにて公表している。</p> <p>○国立大学法人宮崎大学経営協議会の学外委員の選考方針 < https://www.miyazaki-u.ac.jp/administration/public/legal/soshiki-gyomu/keiei.html ></p> <p>○国立大学法人宮崎大学経営協議会規程 < https://www.miyazaki-u.ac.jp/administration/public/kitei/kiteisyuu/reiki_honbun/u438RG000000004.html ></p> <p>○経営協議会議事要旨 < https://www.miyazaki-u.ac.jp/administration/public/legal/minutes/manage/ ></p>

補充原則 3－3－1 ① 法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由	更新あり	<p>本学の学長の選考基準については、宮崎大学の学部長等及び学外委員等で構成される学長選考・監察会議において宮崎大学の「求めるべき学長像」を定めその基準に基づき選考を行っている。手続きについては、学長選考・監察会議が「推薦」により学長候補者を募り、関係書類の審査及びその他必要な調査並びに学内者の意向投票も参考としつつ、学長候補者 1 人を選考することとしており、国立大学法人宮崎大学学長選考規程その他学長選考・監察会議が決定した定めに従って行っている。「求めるべき学長像」、選考結果、選考過程及び選考理由については次期学長候補者決定後直ちに記者会見を行うとともに、以下のウェブサイトにて公表している。</p> <p>現在、現学長の任期満了に伴う学長選考の公示（令和 8 年 6 月 18 日付け）を行い、次期学長候補者の選考に向けて粛々と作業を進めているところである。</p> <p>なお、現学長を学長候補者として選考した際の選考理由は以下のとおり。</p> <p>【令和 6 年 3 月 15 日開催学長選考・監察会議】</p> <p>選考理由：「求めるべき学長像」に掲げた能力を十分に有しており、本学の理念に基づき、地域と連携した教育改革、地域と時代のニーズを見据えた学部・研究科の改組、研究力強化に向けた組織整備など、大学改革に積極的に取り組んできた。これらの実績等を踏まえ、本学の理念の実現に向けて、リーダーシップを発揮し、大学の運営を行っていくことができる人物として適任であると判断した。</p> <p>○学長選考について</p> <p><https://www.miyazaki-u.ac.jp/administration/public/senko/post.html></p> <p>○学長選考・監察会議が決定した規程等</p> <p><https://www.miyazaki-u.ac.jp/administration/public/senko/senkokitei.html></p>
補充原則 3－3－1 ③ 法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無		<p>「国立大学法人宮崎大学学長選考規程」において学長の任期を 3 年と定め、再任については、その期間を 3 年とし、最長 6 年間の任期を定めている。学長の再任に関する事項については以下のウェブサイトにて公表している。</p> <p>この任期設定は、「大学のガバナンス改革の推進について（審議まとめ）（平成 26 年 2 月 12 日中央教育審議会大学分科会）」の提言を踏まえたものである。任期を限定することにより、長期化に伴う組織の硬直化や独善化を避けつつ、本学の中長期的なビジョンの実現に向けて安定的なリーダーシップを確保するとともに、変化の速い時代に対応した具体的成果を求めることを目的としている。</p> <p>なお、学長選考・監察会議において、令和 6 年 10 月 1 日に学長となる者の任期は、令和 9 年 3 月 31 日までの 2 年 6 ヶ月とした。これは令和 9 年 4 月 1 日に学長となる者が、第 5 期中期目標・中期計画について構想段階から関与し、自ら目標・計画を決定できるようにするためであり、同会議が適切な任期を検討したことによるものである。</p> <p>○国立大学法人宮崎大学学長選考規程</p> <p><https://www.miyazaki-u.ac.jp/administration/public/senko/senkokitei.html></p>
原則 3－3－2 法人の長の解任を申し出るための手続き		<p>本学の学長の解任については、学長選考・監察会議にて「国立大学法人宮崎大学学長解任規程」を定め、学長の職務の執行が適当ではなく業務の実績が悪化し引き続き職務を行わせるべきではないと認めるとき等の場合には、任期の途中であっても学長の解任を文部科学大臣に申し出ることができることとしており、予め学長の解任を申し出るための手続き、解任請求の手続きについて規定している。</p> <p>学長の解任に関する事項については、以下のウェブサイトにて公表している。</p> <p>○国立大学法人宮崎大学学長解任規程</p> <p><https://www.miyazaki-u.ac.jp/administration/public/senko/senkokitei.html></p>

補充原則 3－3－3② 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果		<p>本学の学長の業務執行状況については、「国立大学法人宮崎大学学長選考・監察会議規程」及び「国立大学法人宮崎大学学長の業務執行状況の確認に関する規程」に基づき、毎年度学長選考・監察会議で学長の業務実行状況の確認を行っている。確認結果は学長に通知するとともに以下のウェブサイトにて公表している。</p> <p>○学長の業務執行状況の確認の公表</p> <p><https://www.miyazaki-u.ac.jp/administration/public/senko/gyomukakunin.html></p>
原則 3－3－4 学長選考・監察会議の委員の選任方法・選任理由		<p>学長選考・監察会議の委員は「国立大学法人宮崎大学学長選考・監察会議規程」に基づき、選任している。経営協議会からは、大学経営に関し広くかつ高い識見を有し、学長候補者の選考や学長の業績評価等、審議の継続性の観点も踏まえ、学長に求められる資質と能力を的確に把握するための知見・経験等、学長選考・監察会議委員として求められる役割を担うことができる適任者として学外委員 7 名を選任している。教育研究評議会からは、学長選考・監察会議の中立性・公正性を担保するため、「国立大学法人宮崎大学教育研究評議会における国立大学法人宮崎大学学長選考・監察会議委員の選出等に関する申合せ（教育研究評議会決定）」に基づき、各学部長 5 名に加え、学長、理事及び副学長を除く委員のうちから無記名投票により 2 名を選出し、合計 7 名を選任している。選任方法及び選任理由については、以下のウェブサイトにて公表している。</p> <p>○「学長選考・監察会議」構成員、選任方法及び選任理由</p> <p><https://www.miyazaki-u.ac.jp/administration/R7_kouseiin_meibo.pdf></p>
原則 3－3－5 大学総括理事を置く場合、その検討結果に至った理由		<p>本学では「国立大学法人宮崎大学学長選考・監察会議規程」において大学総括理事を置くことについて審議できることとしており、経営力を発揮できる体制の在り方を検討している。本学では経営と教学を分離しないこととしており、大学総括理事を置いていない。</p>
基本原則 4 及び原則 4－2 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況	更新あり	<p>本学では、法令に基づく適切な情報公開を徹底するため、本学のウェブサイト に法定公開情報を掲載するとともに、財務諸表、決算報告書、事業報告書、会計監査人監査報告書、監事監査報告書、統合報告書、資金運用実績を掲載することで、本学の活動状況や資金の使用状況について分かりやすく公表している。また本学が定める「国立大学法人宮崎大学情報公開取扱要項」に基づき情報を公開することで透明性を確保している。</p> <p>内部統制の仕組みについては、「国立大学法人宮崎大学業務方法書」第 2 条において内部統制システムの整備、継続的な見直し及び役員、職員への周知や研修の実施を規定し、また「国立大学法人宮崎大学内部統制に関する規程」において役員の適正な業務執行について定めており、以下のウェブサイトにてこれを公表することで適正な法人経営を確保している。</p> <p>○国立大学法人宮崎大学業務方法書</p> <p><https://www.miyazaki-u.ac.jp/administration/2025_gyoumu01.pdf></p> <p>○国立大学法人宮崎大学内部統制に関する規程</p> <p><https://www.miyazaki-u.ac.jp/administration/public/kitei/kiteisyuu/reiki_honbun/u438RG00000012.html></p>

<p>原則 4 - 1</p> <p>法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫</p>	<p>更新あり</p>	<p>本学では、法令に基づく適切な情報公開を徹底するため、以下のウェブサイトにて法定公開情報を公表している。</p> <p>財務諸表、決算報告書、事業報告書、会計監査人監査報告書、監事監査報告書、統合報告書、資金運用実績をウェブサイトにて公表し、本学の活動状況や資金の使用状況について分かりやすく公表し、透明性を確保している。</p> <p>また、本学ウェブサイトの本学の特色ある取組等を掲載している。（令和3年度までは「業務実績報告書－概要版－」、令和4年度は「自己点検・評価書概要」、令和5年度からは自己点検・評価書内「主な成果」）</p> <p>更に法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報発信についても、ステークホルダーを意識した「宮崎大学 広報の基本方針」を掲げ、本学ウェブサイトだけでなくフェイスブックやYouTube、Instagramにより発信を続けている。</p> <p>○法定公開情報 <https://www.miyazaki-u.ac.jp/administration/public/legal/></p> <p>○統合報告書 <https://www.miyazaki-u.ac.jp/administration/public/legal/finance/reporting.html></p> <p>○業務実績報告書－概要版－ <https://www.miyazaki-u.ac.jp/evaluation/gakugai/new/houjin.html></p> <p>○自己点検・評価書概要、自己点検・評価書 <https://www.miyazaki-u.ac.jp/evaluation/gakugai/new/jikotenken.html></p> <p>○宮崎大学 広報の基本方針 <https://www.miyazaki-u.ac.jp/mediadata/public/files/kouhou-kihonhoushin.pdf></p> <p>○宮崎大学公式フェイスブック <https://www.facebook.com/miyazakidaigaku/></p> <p>○宮崎大学YouTube公式チャンネル <https://www.youtube.com/user/MyaohTV></p> <p>○宮崎大学公式Instagram <https://www.instagram.com/miyazakidaigaku/></p>
<p>補充原則 4 - 1 ①</p> <p>対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況</p>		<p>本学では、国内外への説明責任を果たすため、多様な関係者に対し、大学の教育研究及び大学運営等に関する情報公開や情報発信を行っている。</p> <p>法令に基づく情報公開については、本学が定める「国立大学法人宮崎大学情報公開取扱要項」に基づき本学ウェブサイト【公開情報】ページを設け、適切に実施している。</p> <p>本学ウェブサイトにおいては、トップページに最新トピックスを掲載するとともに、受験生の方、地域の方、企業の方、卒業生の方、在学生の方、教職員採用、寄付のお願い、各種申請及び各カテゴリー（大学案内、学部・大学院、研究・産学官連携、施設案内、国際交流・留学、学生生活・就職）ごとに関連する情報をまとめて公開している。また、英語版ウェブサイトも充実させており、国外の方へも本学の情報を発信している。</p> <p>更に、ウェブサイトや各種ソーシャルネットワークサービス（SNS）を適宜更新することで、大学の教育研究及び大学運営等に関する最新の情報提供を図っている。</p> <p>○宮崎大学ウェブサイト、フェイスブック、YouTubeチャンネル、Instagram <https://www.miyazaki-u.ac.jp/> <https://www.facebook.com/miyazakidaigaku> <https://www.youtube.com/user/MyaohTV> <https://www.instagram.com/miyazakidaigaku/></p> <p>○国立大学法人宮崎大学情報公開取扱要項 <https://www.miyazaki-u.ac.jp/administration/public/disclosure/system.html></p>

補充原則 4－1 ② 学生が享受できた教育成果を示す情報		<p>本学では、ディプロマ・ポリシー（卒業(修了)認定・学位授与に関する方針）に身に付ける素養を定め、カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施の方針）において実施している。また、学生の学習状況及び学習ニーズを正確に把握し、その結果を在学中の学生支援や教育改善に活用することを目的として、全学年を対象に、初年次、2年次、最終年次と在学期間中に3度の学習及び学生生活に関わる調査を実施している。教育に関する情報は、詳細を以下のウェブサイトにて公表している。</p> <p>○卒業(修了)認定・学位授与に関する方針 <https://www.miyazaki-u.ac.jp/exam/department-exam/educational-policy.html></p> <p>○学生の満足度（学習カルテ：アンケート） <https://www.miyazaki-u.ac.jp/manabi/dtln/></p> <p>○学生の進路状況 <https://www.miyazaki-u.ac.jp/manabi-jim/job-info/job-after-graduation/></p>
法人のガバナンスにかかる 法令等に基づく公表事項		<p>■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報 <http://www.miyazaki-u.ac.jp/administration/public/></p> <p>■医療法施行規則第7条の2の2及び同規則第7条の3に規定する情報 <http://www.miyazaki-u.ac.jp/administration/public/director-hospital/index.html></p> <p>■医療法施行規則第15条の4第2号に規定する情報 <http://www.med.miyazaki-u.ac.jp/home/hospital/info/declaration-policy/medical-safety-management-audit-committee/></p> <p>等</p>